

平成29年度 第3回 知立市国民健康保険運営協議会 議事概要

1 日 時 平成29年11月24日（金）午後1時30分から3時05分

2 場 所 知立市役所 第8会議室

3 出席委員

公益代表 岩堀 行雄、飯田 善賢、林 健一、毛受 秀之

医療機関代表 神谷 雅人、中根 康夫、山田 善也

被保険者代表 神谷 信懺、河村 京子、鈴木 民樹、高木 清

事務局職員 中村 明広、寺田 秀彦、川端 淳嗣、神谷 泰光

4 議 題

(1) データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画について

(2) 国民健康保険税の改正について

(3) その他

5 概 要

(1) 諮問

データヘルス計画及び特定健康診査・特定保健指導実施計画について

(2) 議題(1)について

データヘルス計画および特定健康診査等実施計画について事務局より説明した。今回の説明を踏まえ、委員に資料を確認いただき、意見がある場合、次回の会議で意見を求めることとした。

平成30年から35年度までの6年間の計画を策定する。

知立市の状況と国または県の状況を比較することによって、明らかとなった知立市の状況などを踏まえて、事業の実施計画や目標を定める。

議題(2)について

国民健康保険税の算定方式、11月13日に県が行った仮算定結果について事務局より説明した。

国民健康保険税の算定方式として、前回の会議で2方式を提案したが、会議での意見を踏まえ事務局で検討した結果、来年度は3方式から2方式へ移行しないこととした。

【移行しない理由】

2方式における多人数世帯への負担緩和策を検討した結果、現段階では、世帯の管理を行うにあたり、手作業でデータ加工をした上でのシステム改修が必要となることがわかり、課税計算誤りの危険要因を排除するため。

来年度、激変緩和措置がない場合、現行と比較して1人あたり収納必要額が3万円程度上がることになる。そこで、激変緩和措置を施すことにより、国民健康保険税の急激な上昇を抑えつつ、本来徴収すべき国民健康保険税の水準に近づけていきたい。

今後、制度改正に伴う激変緩和措置の期間と上げていく幅を審議していただきたい。

【主な意見・質疑応答】

委員 今と比較して、国民健康保険税を何パーセント上げることになるのか。

事務局 約30%。この30%を何年かけて、上げていくかが課題。

税として納めてもらう額と県へ納める必要がある額との差は基金(基金残高が不足する場合は、一般会計から補てん)で埋める必要がある。

委員 激変緩和措置となる一般会計繰入は、いつまでも続けられるものなのか。

事務局 いつまでも一般会計繰入を継続することはできない。

今回の制度改正の国の目的は、市の一般会計からの繰入金を減らすこと、なくすこと。国民健康保険税の水準を本来納めていただかなければならない水準に上げることです。今回の制度改正は、国・県・市の理由により行われるため、市からの繰入金を一定期間に絞って補てんしてもらうことを案として示した。

委員 国保加入者にとって負担は低い方が良いに決まっている。国保以外の市民から見ると、我々の税金を何故?という意見も正直当たり前かと。

委員 今、法定外繰入をしていることはわかったが、どの程度まで許されるのか。

委員 今、削減を求められている繰入はどのくらいか?

事務局 平成28年度実績で、4,500万円位です。

今、激変緩和で使うことができる基金残高を4億円と見込んでおり、これと同額ぐらいを一般会計からお願いした上で制度改正に対応したいと考えている。

委員 これをモデルケースとして試算はできないか?

事務局 示している毎年3.7%アップで一度試算したい。

委員 医療費の伸びを2.5%と見込んでいるが、知立市の水準は?

事務局 過去の平均では1.8%である。県が、県全体の医療費の伸びを年2.5%程度と見たところである。実際に、今後、毎年2.5%医療費が伸びるかどうかはわからない。県が出した試算は、ここ4年間で年間2.5%上昇の水準で来ているので、医療費の伸びを2.5%、制度改正の上げ幅1.2%で計算した。

委員 毎年、税率の見直しを行うのか。

事務局 県の納付金は毎年変わる。そうなると、制度改正の上がり幅も確認していく必要はあると考える。